

韓国知的財産ニュース 2024年7月前期

(No. 513)

発行年月日：2024年7月17日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、7月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【公布】特許権等の登録令施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第563号）

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、「2024年知識財産データ活用創業コンテスト」の授賞式を開催
- 2-2 韓国特許庁・財団法人美しい店、「2024やさしいアイデアコンテスト」を開催
- 2-3 韓国特許庁、「標準必須特許戦略拡散カンファレンス」を開催
- 2-4 韓国特許庁、中国の知財関係公務員を招いて「韓中知的財産交流会」を実施
- 2-5 韓国特許庁キム・ワンギ長官、第65回WIPO加盟国総会に出席
- 2-6 韓国特許庁、10か国特許庁とバイ会合を実施
- 2-7 韓国特許庁、WIPO本部でWIPO韓国信託基金の20周年記念式を開催
- 2-8 韓国特許庁、欧州知的財産（IP）センターを広域型へ拡大
- 2-9 第3回WIPOグローバルアワードでスタートアップ「エイトテック」が韓国企業初受賞

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 世界で流通される韓国企業の模倣品被害規模97億ドル…全体輸出額の1.5%

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 2025年から商品・サービス国際分類改訂版が運用される

その他一般

- 5-1 韓国特許庁・大田(テジョン)市、「自分ならではの大田旅行アイデア」を募集
-

法律、制度関連

1-1 【公布】特許権等の登録令施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第563号）
電子官報（2024.7.1.）

産業通商資源部令第563号

特許権等の登録令施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2024年7月1日

産業通商資源部長官

特許権等の登録令施行規則の一部改正令

特許権等の登録令施行規則の一部を次のように改正する。

第30条第1項第2号にカ目及びヨ目をそれぞれ次の通り新設する。

カ. 「商標法」第34条第1項第7号のただし書に基づき商標登録について同意を得た場合には、その同意を得た登録商標（先願による他人の登録商標のことを指す。以下、「先願登録商標」とする）の商標登録番号

ヨ. 「商標法」第35条第6項に基づき商標登録について同意を得た場合には、先に登録された商標の商標登録番号

第31条各号外の部分の中「商標登録原簿」を「国際商標登録原簿」に改め、同条第2号にヨ目及びタ目をそれぞれ次のように新設する。

ヨ. 「商標法」第34条第1項第7号のただし書に基づき商標登録について同意を得た場合には、先願登録商標の商標登録番号（国際登録番号を含む）

タ. 「商標法」第35条第6項に基づき商標登録について同意を得た場合には、先に登録された商標の商標登録番号（国際登録番号を含む）

第37条第1項第3号にワ目及びカ目をそれぞれ次のように新設する。

ワ. 「商標法」第34条第1項第7号のただし書に基づき商標登録について同意を得た場合には、先願登録商標の商標登録番号及び後に登録された商標の商標登録番号

カ. 「商標法」第35条第6項に基づき商標登録について同意を得た場合には、その同意に関連する全ての登録商標の商標登録番号

第38条の題目「(国際登録基礎商標権の分割移転登録方法)」を「(国際登録基礎商標権の分割移転登録及び分割登録の方法)」に改め、同条第1項各号外の部分の中『「商標法」第

93条第1項』を『「商標法」第93条第1項及び第94条第1項』に、「する際には、別紙第13号書式の商標登録原簿」を「するか分割登録をする際には、別紙第13号書式又は別紙第30号書式の国際商標登録原簿」に改め、同項第1号の中「分割移転」を「分割移転又は分割」に改め、同項第2号の中「分割移転国際登録番号欄：分割移転により」を「分割移転国際登録番号及び分割国際登録番号欄：分割移転又は分割により」に改め、同項第3号ト目の中「分割移転する」を「分割移転するか分割する」に改め、同号ヲ目を次のように改め、同号にカ目及びヨ目をそれぞれ次のように新設する。

ヲ. 分割移転登録又は分割登録の年月日

カ. 「商標法」第34条第1項第7号のただし書に基づき商標登録について同意を得た場合には、先願登録商標の商標登録番号（国際登録番号を含む。以下、同号で同一）及び後に登録された商標の商標登録番号

ヨ. 「商標法」第35条第6項に基づき商標登録について同意を得た場合には、その同意に関連する全ての登録商標の商標登録番号

第38条第2項各号外の部分の中「分割移転する」を「分割移転するか分割する」に、「設定登録 事項」を「設定登録事項」に改め、同項第2号の中「分割移転する」を「分割移転するか分割する」に改める。

別紙第8号の書式の裏面にある権利欄表の1番欄の登録事項欄の中、指定商品欄の次に共存同意商標登録番号欄を次のように新設する。

共存同意商標登録番号

別紙第9号の書式の権利欄表の1版欄の登録事項欄の中、指定商品欄の次に共存同意商標登録番号欄を次のように新設する。

共存同意商標登録番号

別紙第10号の書式の権利欄表の1版欄の登録事項欄の中、指定商品欄の次に共存同意商標登録番号欄を次のように新設する。

共存同意商標登録番号

別紙第12号の書式の表面の権利欄表の1番欄の登録事項欄の中、指定商品欄の次に共存同意商標登録番号（国際登録番号）欄を次のように新設する。

共存同意商標登録番号

（国際登録番号）

別紙第13号の書式の権利欄表の1番欄の登録事項欄の中、指定商品欄の次に共存同意商標登録番号（国際登録番号）欄を次のように新設する。

共存同意商標登録番号

（国際登録番号）

別紙第15号の書式の表面の納付金額欄の中「第12号」を「第13号」に改め、同頁の添付書類欄の中「第14号」を「第15号」に改める。

別紙第23号の書式の裏面の記載要領第7号ロ目（4）の中「する」を「します」に改め、同

号ハ目の中「20個」を「10個」に改める。

別紙第26号の書式の表面の手数料欄の中「第7号」を「第5号」に改める。

別紙第30号の書式を別紙のように新設する。

附 則

この規則は公布した日から施行する。

■特許権等の登録令施行規則〔別紙第30号書式〕

国際商標登録原簿（分割）

国際登録番号	第 号	分割国際登録番号	第 号
--------	-----	----------	-----

〔権利欄〕

表示番号	登録事項		商標
1番	国際登録年月日	年 月 日	
	事後指定年月日	年 月 日	
	優先権	商品類の区分	第 類
		主張日付	年 月 日
		主張の数	
		主張局	
	原出願年月日	年 月 日	
	原出願番号		
	公告年月日	年 月 日	
	公告番号		
	登録決定（審決）年月日	年 月 日	
	商品類区分の数		
	重複国際登録基礎		
	商標権の趣旨		
	重複国内商標権の登録番号		
	商標権の趣旨		
	商標の説明		
	非視覚的商標の視覚的表現		
	「商標法」第33条第2項の該当有無の表示		
	商標権の設定登録日	年 月 日	登録公告日 年 月 日

	存続期間（予定）満了日	年 月 日
	分割登録日	年 月 日
	指定商品	第 類 指定商品
	共存同意商標登録番号 (国際登録番号)	
	ウィーン分類コード	

[商標権者欄]

順位番号	登録事項

[専用使用権者欄]

順位番号	登録事項

[通常使用権者欄]

順位番号	登録事項

[国際登録事項記載欄]

順位番号	登録事項

[商標添付欄]

--

改正理由及び主要内容

出願商標が他人の先行登録商標と同一・類似して商標登録に拒絶理由があるにも関わらず、先行登録商標の商標権者が出願商標の商標登録について同意すれば、商標登録を受けることができるようになり、国際登録基礎商標権の分割を認める等の内容に「商標法」が改正されることにより、先行登録商標の商標権者の同意を得て商標登録を受ける場合には、商標登録原簿にその旨を表示し、国際登録基礎商標権の分割登録をする際には、分割の対象となる国際登録基礎商標権の国際登録番号と分割により付与される国際登録番号を国際商標登録原簿に記録するようにし、関連書式にこれを反映する等、現行制度の運営上現われた一部の不備を改善・補完する目的である。

<特許庁提供>

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、「2024年知識財産データ活用創業コンテスト」の授賞式を開催

韓国特許庁 (2024.7.1.)

知的財産データを活用した、輝くアイデアを持つスタートアップをサポートする

「Tanalysis」チームの「先行調査報告書用の自動生成 AI サービス」が今年最高の知的財産データ活用のアイデアに選ばれた。

韓国特許庁は 6 月 28 日金曜日、韓国知識財産センター（ソウル市江南区所在）にて「2024 年知的財産データ活用創業コンテスト」の最終選考および授賞式を開いた。

同大会は、特許・意匠・商標など知的財産データを活用したビジネスアイデアを競うもので、スタートアップのクリエイティブなアイデアや事業成長を支援するために 2015 年の初大会以降、今年 10 周年を迎えた。

今回の大会には計 53 チームが参加して書類選考を経て 5 チームが最終選考に進み、応募されたアイデアの多くは生成型人工知能（AI）技術を知的財産データに連携して情報サービスを提供する内容である。

選考結果、最優秀賞（特許長賞、賞金 600 万ウォン）には「先行調査報告書用の自動生成 AI サービス」を開発した Tanalysis チーム（代表：チェ・インギョン氏）が選ばれ、優秀賞（特許長賞、賞金 300 万ウォン）は INDIP チーム（代表：ソン・ボナム氏）と、メンジャニンチーム（代表：イ・ソクジン氏）が受賞する。奨励賞（韓国特許情報院長賞、賞金 200 万ウォン）はハヴェスト IP チーム（代表：チョン・スンヨル氏）とネクストソルチーム（代表：パク・ヒョンソク氏）が受賞する。

今回の大会で最優秀賞を受賞した Tanalysis チームは知的財産分野での豊富な実務経験を基に文書の作成や分析に活用できる「先行調査報告書用の自動生成 AI サービス」を披露して審査委員から好評を受けた。

特許庁は、各受賞チームに最高 1 億 7,000 万ウォン相当の知的財産データを 5 年間無償提供し、投資誘致などに必要な技術信用評価サービスや専門家によるコンサルティングを支援する考えだ。

また、書類選考を通過したチームに対し、ビジネスモデルを具体化して発展させるよう行政安全部、科学技術情報通信部などが行う起業支援プログラム※への参加をサポートする。

※行政安全部による部処横断型公共データ活用の創業コンテスト、K-Global 創業メンタリングなど

特許庁の産業財産情報局長は「韓国は中国や米国に次ぎ、世界 3 位規模の出願件数（2022 年時点）を誇る国だが、知的財産情報サービスの市場規模は米国の 10 分の 1、日本の 2 分の 1 程度にとどまっている※」とし、「同大会への参加をきっかけとなり世界市場に進出している「WERT INTELLIGENCE（2016 年受賞）」、「TWIGFARM（2019 年受賞）」の事例のように、今年受賞した企業が今回の大会を機に世界市場で競争力の高い企業へと成長していくことを期待する」と述べた。

※主要国における知的財産情報サービスの市場規模：（韓国）1 兆 1,311 億ウォン、（米国）10 兆 75 億ウォン、（日本）2 兆 5,407 億ウォン

（出典：国内外における 2021 年知的財産サービス産業の実態調査、特許庁、2022 年）

2-2 韓国特許庁・財団法人美しい店、「2024 やさしいアイデアコンテスト」を開催

韓国特許庁（2024.7.3.）

美しい店と社会的企業の課題を解決できるアイデア 10 件を選定

韓国特許庁と財団法人美しい店（아름다운 가게、アルムダウンカゲ）が共同で主催する「2024 やさしいアイデアコンテスト」（以下、「コンテスト」）の授賞式が 7 月 2 日火曜日、韓国知識財産センター（ソウル市江南区所在）にて開かれた。

今年のコンテストには、これまでの①「社会問題解決」部門の課題のほかに、美しい店が支援する社会的企業※の②「試作品の製作およびネーミング」部門の課題が新しく追加された。「社会問題解決」部門には 31 件、「試作品の製作およびネーミング」部門には 393 件と、計 424 件のアイデアが応募され、このうち 10 件が受賞作に選ばれた。

※社会的企業 4 社：センムルジャリ、タサンミョンガ、119 レオ、社会的協働組合メンタリ

①「社会問題解決」部門の最優秀賞（特許庁長賞）は「パドレット※を利用した分かれ合いまーケット」のアイデアを提案したイム・ヒョンビン氏が受賞した。

※多くの人がコンテンツを作り、共有できる協働プラットフォームサービス

優秀賞（韓国発明振興会長賞）は「小学校4、5年生向けZEP※活用の融合共有教育」のアイデアを提案したハーモニー（チーム）が受賞した。

※グループで活用できるメタバースサービスを提供するプラットフォーム

奨励賞（韓国発明振興会長賞）はカン・ヘイン氏、フンイクの夢（チーム）、イ・ソンイン氏、イム・ヒョンビン氏など計4チームが受賞した。

②「試作品の製作およびネーミング」部門の優秀賞（美しい店理事長賞）はセンムルジャリ社の「数字の読み書きが難しい発達障害者が使用できる計り」の課題に対しアイデアを提出したキム・ジュニョン氏が受賞した。

奨励賞（美しい店理事長賞）は、チョ・ヨンジェ氏、カピバラ（チーム）、カン・ミンソク氏など計3チームが受賞した。

今回のコンテストで受賞した計10件のアイデアは、課題を出した企業の関係者と関連分野の専門家からなる審査委員による審査を経て選ばれた。選考を通過したアイデアについては、課題を出した企業が事業を運営する上で実際に活用していく考えだ。

特許庁は2022年から国民のクリエイティブなアイデアを活用して美しい店が抱えている悩みを解決する「やさしいアイデアコンテスト」を実施している。

美しい店は、2022年には未販売の衣類を活用するポップアップ・ストアを、2023年には物品寄付の文化を広げる目的で大学キャンパスにバザーや物品寄付のブースを運営するなど、さまざまな事業にコンテストに応募されたアイデアを積極的に活用している。

特許庁次長は「今回のコンテストで提案された国民のクリエイティブなアイデアを活用して社会的企業の悩みが解決できることを期待する」と述べ、「多くのアイデアでさまざまな社会問題を国民自らが解決する環境を作るために引き続き努力していく」と述べた。

2-3 韓国特許庁、「標準必須特許戦略拡散カンファレンス」を開催

韓国特許庁 (2024.7.5.)

標準必須特許の創出支援事業の優秀事例、海外における標準必須特許関連制度の動向を紹介

韓国特許庁は7月5日金曜日、ELタワー（ソウル市瑞草区所在）にて「標準必須特許※

戦略拡散カンファレンス」を開いたと発表した。

※標準化機関が定める標準規格を実施した特許のことで、当該の特許は関連製品の生産に必要不可欠である

カンファレンスは、特許庁が行う標準必須特許の創出支援事業※の優秀事例および企業の研究開発（R&D）－標準－特許連携戦略※※を共有、韓国の産・学・研の標準必須特許の能力を強化するためである。

※標準必須特許の獲得を目的に、産・学・研の標準必須特許の確保を支援する事業

※※R&Dにより強い特許技術を生み出し、これを国際標準化することで標準必須特許を確保する戦略

カンファレンスでは、▲標準必須特許の創出支援事業に参加した優秀な機関への授賞、▲標準必須特許をテーマとする特別講演、▲企業・公共研究機関の標準化戦略、▲支援事業の優秀事例、▲海外における標準必須特許関連制度の動向などが紹介される。

標準必須特許の創出支援事業に参加した優秀な機関には、檀国（タングク）大学チェ・スハン教授の研究室（産業通商資源部長官賞）、キウォンテック（特許庁長賞）、韓国建設生活環境試験研究院（特許庁長賞）が選ばれた。

特別講演では、標準必須特許のライセンシングプラットフォームのAvanci チャン・ホシク副社長が「プラットフォームの概要および今後の計画」について発表する。また、KT（6G）、IoT コミュニケーションテック（量子通信）、韓国電気研究院（EV 充電）が各分野の標準化や特許戦略を紹介する。特許庁は、昨年4月欧州委員会（EC）が発議し、今年2月に採択された標準必須特許に関する規則※について解説する。

※標準必須特許のライセンス交渉の透明性および予測可能性の向上を図る目的

特許庁長は「ICTを基に産業間の融・複合が普遍化されるにつれ、標準必須特許が影響を与える範囲は広がりつつある」とし、「国の標準必須特許の競争力強化による知財貿易収支の改善に向けて、これまで創出を中心とした支援策を活用の面まで幅広く行っていく」と述べた。

2-4 韓国特許庁、中国の知財関係公務員を招いて「韓中知的財産交流会」を実施

韓国特許庁（2024.7.9.）

韓・中の知財権保護担当の公務員懇談会および中国に進出する韓国企業向けセミナーなどをを行う

韓国特許庁は、中国の知的財産関係機関および公務員を招いて7月9日火曜日から12日金曜日まで「韓中知的財産交流会」を実施すると発表した。

最近、韓国企業の海外進出が活発化されるにつれ、K(韓国)一ブランドに被害を与える、商標の冒認出願、模倣品流通などが頻発している。これを受け特許庁は、海外で韓国企業の知的財産権を保護するために2008年から主要国と知的財産交流会を実施している。

今回の交流会では、中国で知的財産権侵害の取締業務や行政業務を担当している中国公務員や関係機関の関係者を招いて①韓・中の知的財産権保護に向けた公務員の懇談会、②輸出企業の知財権保護に関するセミナー、③企業訪問などを行う。

①韓・中の知的財産権保護に向けた公務員の懇談会(7月10日水曜日午前10時、政府大田庁舎)では、韓国特許庁の知的財産保護表務について紹介し、知的財産保護に関する両国の意見や情報を共有する。両国の関係機関の協力を図る時間も設ける。

②輸出企業の知財権保護に関するセミナー(7月11日木曜日午前10時、ソウルロッテホテル)では、中国に輸出中の韓国企業20社の知的財産担当者を対象に中国訪問団の紹介や業務内容、中国の知的財産権制度について説明し、質疑応答などを行う。

同日、セミナーで中国側は、▲中国における模倣品取り締まりの手続きおよび方策、▲模倣品の通報手続きおよび提出書類、▲模倣品被害規模の推算方法、▲悪意的な商標出願への対応策および悪意性の判断基準、▲中国商標法改正案の主要条項など、中国に投資・進出している韓国企業にとって参考になるさまざまな知的財産権トピックについて発表する。韓国企業からの質問に対し中国側が回答する時間も設ける。

③企業訪問(7月11日木曜日午後5時30分、株式会社農心(ノンシム)の安養(アンヤン)工場)では、中国に進出している韓国企業の建議事項を中国の知財権担当公務員に伝え、中国現地での知財権保護に向けた議論を行う考えだ。

特許庁の産業財産保護協力局長は「海外での知財権保護の重要性が高まっている」とし、「韓国企業が今回のセミナーを通じて中国の知財権制度を深く理解し、有効に活用できるきっかけになってほしい」と述べた。

2-5 韓国特許庁キム・ワンギ長官、第65回WIPO加盟国総会に出席

韓国特許庁 (2024.7.10.)

韓国特許庁、デジタルトランスフォーメーションや持続可能な発展に向けてWIPOと協力を強化

韓国特許庁のキム・ワンギ長官は7月9日火曜日、世界知的所有権機関（WIPO※、World Intellectual Property Organization）本部（スイス・ジュネーブ）で開かれた第65回WIPO加盟国総会において韓国首席代表として参加し、デジタルトランスフォーメーションに対応した知的財産行政分野の成果と国連の持続可能な開発目標（SDGs、Sustainable Development Goals）の達成への寄与を強調する内容の演説を行った。

※国連傘下15の専門機関の一つで、知的財産分野の全般を担当する国際機関

【WIPO総会での演説】

冒頭ではWIPOによる持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた努力を励まし、続いて、知的財産行政の全般にわたって人工知能（AI）を採用し、二次電池分野の特許審査専担チームを新設した最近の取り組みについて紹介した。

キム長官は、韓国が2004年からWIPOに信託基金を設立して資金を供与することで、開発途上国のイノベーションや知的財産分野の能力向上を図り、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に寄与してきたことを強調した。さらに、女性、青少年、中小企業向け知財能力強化への支援がWIPOの中期戦略計画のイニシアティブと整合していると述べた。

【WIPO事務局長とバイ会合】

キム長官は7月8日、WIPO本部でダレン・タン事務局長とバイ会合を開き、グローバル知的財産システムの動向や見通しについて意見を交わし、両機関の協力に向けた方策について議論した。

キム長官は昨年、特許協力条約（PCT）など国際出願が減少している原因についてタン事務局長に意見を聞いた。それに対しタン事務局長は、世界的な金利高による投資の減少、ソフトウェア企業が営業秘密を好む傾向、知的財産に対する先進国の若者世代のネガティブな認識などを挙げた。キム長官は、知的財産はビジネス戦略を立てる強いツールであることには変わりないと強調し、タン事務局長は共感を示した。

タン事務局長は、韓国など北東アジアが世界の知的財産システムの発展をリードし、韓国のコンテンツ産業が急成長していることに敬意を表した。キム長官は、世界で最も速いスピードで最貧国から先進国へと成長を成し遂げた韓国国民の経験こそが創造力の基であると述べた。

タン事務局長は、WIPO の韓国信託基金を通じて開発途上国の知的財産能力が発展した成果について感謝の意を表し、韓国が知的財産を活用して経済発展を実現できたことが、開発途上国にとって良いモデルになっている点を強調した。

キム長官とタン事務局長は、両機関間の人材交換プログラムにより、今年下半期に韓国に出向される WIPO の人材が WIPO 韓国事務所に準ずる役割を果たすことで、国際出願手続きへの韓国ユーザーの利便性が大きく向上できるという認識を共通した。

キム長官は、来年、韓国が「発明の日（5月19日）」60周年を迎える記念式にタン事務局長を招待したいと伝え、タン事務局長は前向きに検討すると答えた。

一方、キム長官は、WIPO のエドワード・クアクア事務局次長補（グローバルチャレンジセクター担当）とも意見交換を行い、SDGs の達成に向けて WIPO の GREEN（カーボンニュートラル技術の需給マッチングプログラム）と韓国特許庁の知的財産分かち合い事業などを連携するなど協力を強化していくことにした。

キム長官は「今回の総会を通じて知的財産分野における韓国のプレゼンスを確認し、多くの国が知的財産による経済発展を実現した韓国をモデルにして韓国の政策やノウハウに非常に興味を持っていることを実感した」とし、「特許庁は WIPO と共に国際社会の共同目標である SDGs の達成や開発途上国との知的財産の格差の縮小に向けた取り組みを強化していく」と意志を示した。

2-6 韓国特許庁、10か国特許庁とバイ会合を実施

韓国特許庁（2024.7.11.）

AI、半導体など先端産業分野の審査において国際協力を強化することで国の技術発展を支える

韓国特許庁キム・ワング長官は7月9日から11日まで、スイスのジュネーブで開かれた第65回世界知的所有権機関（WIPO※）総会への出席を機に、10か国の特許庁長官※とバイ会合を実施した。

※WIPO : World Intellectual Property Organization

※※ブラジル、デンマーク、ドイツ、インド、オーストラリア（長官代行）、欧州知的財産庁（EUIPO、EU Intellectual Property Office）、英国、フランス、カナダ、アルゼンチン

▲ブラジル、デンマークの2か国特許庁と知的財産分野の包括協力に関する了解覚書（MOU）を締結し、知的財産保護および事業化、知的財産データの交換、審査協力、気候変動への対応などさまざまな分野で協力を強化していくことで合意した。

▲インド、ドイツ、アルゼンチンとは包括協力に関する了解覚書（MOU）を締結することで合意し、今後、関連手続きを進めることにした。▲並びに、ドイツ、オーストラリア、カナダ、フランスとは人工知能（AI）、コンピュータ技術、半導体など先端技術分野において審査協力を強化することで合意し、英国とは中小企業の知的財産活動を支援するための両庁の協力を拡大するという認識を共有した。一方、EUIPOには韓国特許庁の人材を派遣することにした。

主な協力事項については以下である。

①（ブラジル）両庁は包括協力に関するMOUを締結し、特許・商標など知的財産データを交換することにした。これにより、韓国企業はブラジルの特許情報を事前に調べることで重複して出願することを防ぐことができる。

②（デンマーク）両庁は知的財産分野の包括協力に関するMOUを締結し、知的財産分野への認識向上、競争力強化、審査などにおいて協力を強化することで合意した。とりわけ、両庁はカーボンニュートラル技術に関する経験やノウハウを共有することにした。

③（ドイツ）両庁は包括協力に関するMOUを締結し、今後、実務者間での会合を進めることにした。また、自動車、コンピュータ技術、半導体など両国が強い技術分野において審査実務やノウハウを共有するための審査官交流事業、高品質の審査サービスを提供するための協働調査試行プログラム（CSP※）の実施に合意し、実務者会合を通じて具体的な内容を決めることにした。

※Collaborative Search Program : 2国に同一の発明について出願した場合、出願人の申請により、当該国の審査官が選考技術文献の情報を共有、審査に活用すること

④（インド）米国、中国、欧州、日本に次ぎ、韓国企業の特許出願件数が多いインド（2022年時点）※とは、今後、包括協力に関するMOUと協力業務計画（Work Plan）を締結する

ことで合意し、今後、実務者間で議論を進めることにした。

※米国（41,485 件）、中国（18,262 件）、欧州（10,389 件）、日本（7,149 件）、インド（2,817 件）（出典元：WIPO 統計）

⑤（EUIPO）両庁は、▲知的財産分野への認識向上、▲知的財産価値評価、▲執行、▲中小企業向け支援政策などを盛り込んだ「欧州・大韓民国知的財産（IP）実行計画（EU-RoK IP Action）」の履行計画について議論した。また、協力業務を支援するために、年内に韓国特許庁の人材を EUIPO に派遣することで合意し、具体的な時期、方法については今後の実務者会合で決めることにした。

キム・ワンギ長官は「今回 10 か国特許庁とのバイ会合を通じて、人工知能（AI）など新技術発展への対応、韓国企業に友好的な経営環境づくり、高品質の審査サービスなどにおいて協力できる方策を模索することができた」とし、「特許出願件数で世界 4 位の規模を持つ知財強国として韓国の先進的な知財インフラを共有していく一方、海外に進出している韓国企業が活躍しやすい環境を作るために国際協力をさらに強化していく」と述べた。

2-7 韓国特許庁、WIPO 本部で WIPO 韓国信託基金の 20 周年記念式を開催

韓国特許庁（2024.7.12.）

青少年・女性・中小企業向け支援に注力、開発途上国には AI 技術を支援

韓国特許庁は 7 月 11 日木曜日、スイス・ジュネーブにある世界知的所有権機関※（以下、WIPO）本部にて WIPO 韓国信託基金の 20 周年記念式を開催した。

※国連傘下の専門機関の一つで、知的財産分野の全般を総括する国際機関

WIPO 韓国信託基金は、国家間の知的財産格差を解消し、開発途上国の知的財産競争力強化や認識向上を目的に 2004 年設立され、これまでの 20 年間、特許庁は約 180 億ウォンの資金を供与して WIPO と約 180 件の協働事業を行っている。

同日の記念式には、韓国特許庁のキム・ワンギ長官、ダレン・タン（Daren Tang）WIPO 事務局長、在ジュネーブ大韓民国政府代表部ユン・ソンドク大使をはじめ、約 190 か国の代表団 400 名余りが参加し、これまで 20 年間、韓国信託基金による成果を振り返り、今後のビジョンについて語る時間を設けた。

韓国信託基金が行ってきた事業の主な成果は以下である。

【青少年の潜在力強化】

「発明王ポロロ」というアニメーションシリーズを配信することで、世界の数百万人の子どもたちに創造力と知的財産の重要性について伝えている。「ポロロ」は全 6 話であり、これまで国連の公用語など 9 つの言語※に翻訳され、現在はモンゴル語版を制作している。「発明王ポロロ」シリーズは WIPO のユーチューブチャネルにて無料で視聴できる。※韓国語、英語、フランス語、中国語、スペイン語、アラブ語、ロシア語、ポルトガル語、タイ語

【女性イノベーターへの支援】

女性科学者やイノベーターが知的財産の重要性を認識し、研究開発や商業化を進める上で知的財産を活用できるよう、ユネスコ (UNESCO) と共に「女性リーダーシップコース」を開設した。2023 年 4 月、ジュネーブにおいてユネスコ (UNESCO) 女性科学者賞の受賞者を含め 16 か国 20 名を対象に初めて開かれ、今年 9 月に韓国で 2 回目を行う予定だ。

【中小企業の競争力強化】

2022 年にリリースしたグローバル知的財産学習コンテンツ「IP Panorama 2.0※」は、中小企業の最高経営責任者 (CEO) と社員を対象に知的財産権に関する取得戦略、活用、保護、マーケティングなどビジネス観点で知財戦略について学ぶことができる内容である。※旧バージョン「IP Panorama 1.0」は 2007 年リリースされ、24 か国の言語サービスを提供、計 175 か国の約 3 万人を教育

【開発途上国向け人工知能 (AI) コンサルティング】

最近は人的・物的資源が乏しい開発途上国特許庁が AI 技術を活用して補うことができるよう支援している。今年 4 月、韓国特許庁と WIPO の AI 専門家がフィリピン特許庁を訪問し、審査官を対象に AI を活用した検索システムの具現に向けた教育を行い、試行システムの開発を支援した。韓国特許庁と WIPO は今年下半期からタイ、インドネシア、ベトナムなど ASEAN 加盟国の特許庁を中心に支援を続けていく考えだ。

キム・ワンギ長官は「特許庁は信託基金を通じて、国連の持続可能な開発目標 (SDGs) の実現や WIPO のイニシアティブ (青少年・女性・中小企業向け支援) と整合性のあるプログラムを進めていく考えだ」とし、「知的財産の恩恵から取り残されている人々にインスピレーションを与え、人類の暮らしに良い変化をもたらすような事業を引き続き開発し

ていきたい」と述べた。

2-8 韓国特許庁、欧州知的財産（IP）センターを広域型へ拡大

韓国特許庁（2024.7.15.）

欧州知的財産（IP）センターの開所式および現地進出の韓国企業との懇談会を開催

欧州地域に進出する韓国企業向け知的財産保護サービスが強化される。

韓国特許庁は7月12日、ドイツのフランクフルトで欧州知的財産（IP）センターの開所式と共に現地に進出している韓国企業の関係者と懇談会を開いた。

今回のイベントは、従前の海外知的財産センター（IP-DESK）による支援の機能や範囲を拡大して今年から運営される広域型欧州知的財産（IP）センターの発足を記念する場である。

特許庁は、今年からより多くの国に進出する韓国企業への迅速な支援のために、▲一か所のセンターで周辺国を含める包括支援を行う広域型への転換、▲弁護士・弁理士など専門家をセンターに配置して中小・中堅企業への支援を強化する方向で、海外知的財産センターの機能を改善した。これにより、40か国で事業を展開している韓国企業は、センターの専門家や現地の法律事務所を通じていつでも知財権の相談や法律諮問を受けることができる。

※海外知的財産センター（IP-DESK）所在地（10か所）：米国（LA、ワシントン）、中国（北京、広州）、日本（東京）、欧州（フランクフルト）、ベトナム（ホーチミン）、タイ（バンコク）、インド（ニューデリー）、メキシコ（メキシコシティ）

欧州地域の経済共同体である欧州連合（EU）は、米国、中国に次ぎ、韓国にとって3番目に大きい貿易相手で、韓国企業約2,000社が進出している巨大な市場である。昨年6月、欧州単一効特許制度が試行され、韓国企業が関係する特許紛争件数はこの5年間45件と、米国、中国に次ぎ多いため、現地に輸出する韓国企業の知財権保護へのニーズが高まっている。これを受けて、フランクフルトに所在するドイツIP-DESKを欧州10か国※に進出する韓国企業を支援する広域型欧州知的財産（IP）センターに拡大・改編することにした。広域型欧州知的財産（IP）センターの発足を機に、欧州に進出する多くの韓国企業が知財権をめぐる悩みを解消できる効果が期待できる。

※ドイツ、英国、フランス、スペイン、スイス、イタリア、オランダ、トルコ、スウェーデン、ロシア

特許庁は同日、開所式の開催後、現地にある韓国企業の関係者と懇談会を開き、知的財産分野の建議事項や相談を聞き、それに対応できる政府の支援策について意見を交換した。懇談会に参加した企業は、▲海外企業と契約を結ぶ際に知財権関連条項の検討の必要性、▲政府による支援事業に対する情報不足、▲海外での知財権取得などについて対応を求めた。

現地で活動する知財権法律専門家は、欧州市場に進出する可能性のある韓国企業の商標を他人が先に商標登録する問題、韓国企業が新製品の意匠を先に公開してから遅れて出願する問題などが頻繁に生じていると指摘した。海外市场に進出する前の段階から商標・意匠・特許など知財権を確保することが大事だと強調した。

特許庁長は「世界的な保護貿易主義や技術霸権争いの激化により、海外進出する際の知財権の保護や紛争への対応はさらに重要になっている」とし、「機能を拡大した海外知的財産センターを通じて、さらに多くの国で韓国企業への知財支援を強化することができると思う」と述べた。

2-9 第3回 WIPO グローバルアワードでスタートアップ「エイトテック」が韓国企業初受賞

韓国特許庁 (2024.7.15.)

知財基盤の事業成果や国連のSDGsに貢献したことが評価された

韓国特許庁は7月12日、スイス・ジュネーブにあるWIPO※本部で開かれた第3回WIPOグローバルアワード(Global Awards)で韓国スタートアップ「エイトテック」が韓国企業初めて受賞したと発表した。

※国連傘下15の専門機構の一つで、知的財産分野の全般を総括する国際機関

グローバルアワードは、WIPOが知的財産を活用した技術により経済・社会・文化の発展に寄与した中小企業・スタートアップを選定・授賞することで、知財基盤の事業化を促し、企業のモチベーションを高める目的で2022年から行われている。今年3日目を迎えた2024年グローバルアワードには107か国667社が参加し、エイトテックを含め9か国※の9社が受賞した。

※韓国、中国、シンガポール、タイ、スイス、ケニア、クウェート、アルゼンチン、トルコ

受賞した企業には資金調達や事業パートナーシップなど「知的財産(IP)ビジネス」に關

する 6~12 週間のメンタリング、WIPO プラットフォームによる PR、知財戦略に関するアドバイスをもらえる WIPO ネットワークへの参加、グローバルアワード授賞式への招待など特典が提供される。

2020 年立ち上げたエイトテック（代表者パク・テヒョン氏）は、廃棄物を選別する人工知能（AI）ロボットを開発し、ロボットを民間・公共のリサイクルセンターに提供して 2023 年約 23 億ウォンの売上高を達成するなど成長ぶりがうかがえるスタートアップである。同社は、特許庁による IP-R&D※の支援を 2 回（2021 年、2023 年）にかけて受け強い特許ポートフォリオ（国内での特許 18 件（登録 10 件）、PCT7 件出願）を蓄積し、中小ベンチャー企業 TIPS を通じて研究開発や事業にかかる資金を調達するなど政府からの支援を受けてスタートアップが直面しやすい事業初期段階のハードルを効果的に乗り越えたと言われている。

※R&D の企画から遂行、完了および技術の事業化に至るまで全てのプロセスにおいて強い IP 創出を念頭に IP 戦略を立て、それを基に企業の研究開発を行うこと

今年、企業の評価に参加した国際審査委員会の関係者によると、特許に基づいてゴミをリサイクルするビジネスモデルや製品開発により国連の持続可能な開発目標（SDGs）に貢献したことが大きく評価されたという。

2022 年グローバルアワードが発足された以降、2022 年と 2023 年の 2 年連続で韓国企業 2 社が最終候補に選ばれたが、受賞にはつながらなかった。このことから特許庁はさらに多くの韓国企業が大会に参加できるよう積極的に PR 活動をし、WIPO 側と選定や判断基準などについて緊密に話し合ってきた。

特許庁長は「エイトテックの受賞は、同社が知財権を戦略的に確保することでコア技術を効果的に保護し、商業化が難しいとされる AI とハードウェアを融合した分野で成果を上げ、何より国連の持続可能な開発目標の達成に貢献したことが認められたことを意味する」とし、「今後も特許庁は、多くの韓国企業が受賞し、それを機に世界市場に進出できるよう支えていく」と述べた。

エイトテック代表は「世界の知財拠点となるところで受賞できたことを大変光栄に思う。エイトテックの社員、これまでの事業活動を支えてくれた韓国政府の関係者に感謝する」とし、「今回の受賞は、特許など知財を通じて、世界的な企業として成長して地球課題である『持続可能な発展』に寄与するとの意味だと思う。今後も事業展開に取り組み、AI 基盤の廃棄物選別分野で世界市場をリードする企業になりたい」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 世界で流通される韓国企業の模倣品被害規模 97 億ドル…全体輸出額の 1.5%

韓国特許庁 (2024. 7. 4.)

経済協力開発機構 (OECD) が「違法貿易と韓国経済」報告書を公開

経済協力開発機構 (OECD) は、世界で流通される韓国企業の知的財産権を侵害する模倣品規模が 97 億ドル (11.1 兆ウォン、2021 年) に達すると発表した。これは同年、韓国における全体の輸出額の 1.5% に相当する。

世界で流通される韓国企業製品の模倣品 2 点のうち 1 点は電子製品であることがわかった。また、模倣品の多くは香港や中国が製造元であることがわかった。

経済協力開発機構 (OECD) は 7 月 3 日水曜日、上記の内容を盛り込んだ「違法貿易と韓国経済 (Illicit trade and the Korean economy)」という報告書を公開した。この報告書は、模倣品流通による韓国企業の経済的被害を分析するために、韓国特許庁が経済協力開発機構 (OECD) に依頼した研究結果である。経済協力開発機構 (OECD) が模倣品流通により韓国企業が受けける経済的影響を分析した初事例である。

【韓国企業製品の模倣品 2 点のうち 1 点は電子製品、多くの製造元は香港 (69%) や中国 (17%)】

報告書は、韓国は世界的に革新的な国※ではあるものの、世界のバリューチェーンに深く関わっているため、さまざまな部分で模倣品対策に構造的に脆弱な面があると指摘した。経済協力開発機構 (OECD) は、韓国企業製品の模倣品が流通されれば、消費者が真正品の代わりに模倣品を購入してしまい、韓国企業の輸出など国内外の売り上げ、製造業の雇用、政府の税収などにダメージを与えかねないと分析した。

※OECD 加盟国のうち、GDP 比 R&D 投資 2 位 (2019 年)、グローバル・イノベーション・インデックス (GII) 132 か国のうち 6 位 (2022 年)、GDP1,000 億ドル当たり特許出願件数世界 1 位 (2022 年)、人口 100 万人当たり特許出願件数世界 1 位 (2021 年) など

経済協力開発機構 (OECD) が分析した韓国企業の知財権を侵害する模倣品規模は 2021 年に約 97 億ドル (11.1 兆ウォン)、韓国の全体輸出額の 1.5% を占めている。2020 年と 2021 年に最も多く被害を受けた品目は、電子製品 (51%)、繊維・衣類 (20%)、化粧品 (15%)、雑貨 (6%)、玩具 (5%) である。また、模倣品の多くの製造元は香港 (69%) と中国 (17%)

である。

【模倣品流通により韓国企業が受ける被害は、売上高 61 億ドル、雇用 1 万、歳入 15.7 億ドルの損失】

経済協力開発機構（OECD）は、模倣品流通の拡大により韓国企業が受ける、国内外の売上高減少、製造業の雇用減少、政府の税収減少などの影響を推算した。

＜韓国企業の知財権を侵害する模倣品流通による経済的影響（OECD、2021 年時点）＞

国内外の売上高	製造業の雇用	政府の税収
61 億ドル（7 兆ウォン） 損失	13,855 件 減少	15.7 億ドル（1.8 兆ウォン） 損失

韓国企業が受ける売上高の損失は 61 億ドルであり、これは製造業の全体売上高の 0.6% を占める。業種別でみると、家電・電子・通信装置分野が 36 億ドルと最も多く、次に自動車が 18 億ドルである。製造業の雇用喪失は 2021 年 13,855 件と、製造業の全体雇用の 0.7% に相当する。政府の税収に関しても 2021 年に総額 15.7 億ドルの損失が生じたと推算している。

【特許庁、海外で生じる知財権侵害による被害への対応策を強化していく】

政府は昨年、韓国企業が被る知財権侵害による被害への対応強化に向けて非常経済長官会合（2023 年 3 月）においてオンライン上の模倣品遮断対策の対象国を世界全体へ拡大、海外で模倣品被害が頻発する業種への支援強化、官民共同対応体系の構築など支援策を盛り込んだ「K-ブランドの模倣品への対応強化策」を発表した。

特許庁長は「模倣品流通は、個別企業のブランドイメージにダメージを与えるだけではなく、企業の売上高・雇用、税収など国家経済に深刻な被害をもたらす」とし、「今回の経済協力開発機構（OECD）による調査結果を基に、韓国企業が海外で受ける知財権被害を最小限に抑えるよう支援を強化していく」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 2025 年から商品・サービス国際分類改訂版が運用される

韓国特許庁（2024.7.1.）

第 34 回ニース同盟国専門家会合で 336 項目の国際商品分類の名称を承認

韓国特許庁が提案した「ダウンロード可能な動画ファイル」が国際的な商品名称として公式認定された。

特許庁は、4 月 22 日から 26 日まで開かれた「第 34 回ニース同盟専門家会合※」の結果により、2025 年 1 月 1 日から国際商品分類の名称が改正されると発表した。

※ニース国際分類体系の合理性を図るために、ニース協定の同盟国専門家が集まり、ニース国際分類の改訂事項を決める（韓国は 2011 年に加盟、現在 93 か国加盟）

商標出願時に出願人はどの商品に商標を使用するかについて出願書に記載する必要があり、国際的に認められる商品名称を記載しなければならない。今回の会合で承認された商品名称は計 336 項目で、132 項目が新しく追加され、204 項目が変更、または削除された。

とりわけ、今回の会合では韓流文化に関わる産業界からの意見を積極的に取りまとめて韓国特許庁が提案した「ダウンロード可能な動画ファイル」、「電子データの保存媒体」などが公式的な国際商品名称として承認されたことに意義がある。当該の名称は「ドラマ、ミュージック・ビデオ、芸能番組」に関連する商品を指定して商標登録出願を希望する出願人にとって迅速に商標権を取得できる土台になると期待される。

ほかにも科学または技術融複合の商品に、▲（9 類）ミュージックシーケンサー装置、電子式販売台表示器、歩行者用交通信号機、▲ペットを飼う人口の増加を受けて提案した（10 類）ペット歩行補助具、（41 類）ペット用遊び場の提供業など韓国特許庁が提案した名称の中で 9 項目が可決され来年から運用される。

※（9 類）電気・科学技術機器、（10 類）医療機器、（41 類）教育業・訓練提供業・芸能娯楽業

また、今回の改訂では「エッセンシャルオイル」が「電子タバコ、メディカルハーブ、防虫剤などさまざまな用途で使用されて混同を招いているとの取引業界からの意見を反映して化粧品類にのみ分類するエッセンシャルオイルについて機能と用途によって異なる分類を適用した。現在、エッセンシャルオイルについては化粧品類のみを指定して出願することになっているが、来年 1 月 1 日からは産業用、医療用、食品用などに指定して出願することができる。

特許庁の商標審査政策課長は「商標登録出願を希望する出願人は毎年改訂される国際商品分類の規定に注意する必要がある」とし、「今後も特許庁は、商標登録出願を希望する

韓国企業に海外進出しやすい環境を提供するために努力していく」と述べた。

今回の会合で可決された国際商品分類の名称については、今年下半期、韓国国内の分類基準や取引環境に採用することが適切かどうか検討を重ね、2025年1月1日から国内告示名称に反映する計画だ。

※特許庁ウェブサイト>知的財産制度>分類コードの照会>商品分類コード>商品の照会から確認できる

その他一般

5-1 韓国特許庁・大田(テジョン)市、「自分ならではの大田旅行アイデア」を募集

韓国特許庁 (2024.7.15.)

特許庁プラットフォーム「アイデア路」にて大田旅行プランのアイデアを募集

韓国特許庁(大田市所在)と大田(テジョン)広域市は、「自分ならではの大田旅行のアイデア」を7月15日月曜日から8月30日金曜日まで募集すると発表した。

今回の募集は、大田地域の観光活性化に向けて特許庁と大田市が共に企画し、多くの国民から大田の魅力を感じてもらえる観光アイデアを集める趣旨である。

「大田で買い物・夜観光が楽しめる、宿泊を伴う旅行プラン」をテーマにアイデアを募集する。買い物や夜観光のスケジュールを含む1泊以上の日程であることが条件である。

「大田の遊びスポット」、「大田の隠れた老舗」、「大田の癒しスポット」など旅行プランは自由に作成できる。特許庁のアイデア取引プラットフォーム「アイデア路(www.idearo.kr)※」にて個人、またはチームで応募できる。

※アイデア路>チャレンジ>一般課題>コンテストテーマの確認およびアイデア提出

募集したアイデアを対象に書類選考(9月)を経て本選に進出する5名(チーム)を選ぶ。本選進出者(チーム)は、自ら作成した旅行プランに沿って実際に旅行に行ってきて体験した内容をSNSなど(オンライン上)に投稿(9月~11月)する。その後、選考全体の審査を経て(12月)受賞対象者を決め、12月に授賞式を開く。

※インスタグラム、フェイスブック、ネイバーのブログ、ユーチューブのうち1つを選ぶ

本選進出者(チーム)には最優秀賞(大田市長賞)、優秀賞(大田観光公社社長賞)、奨励賞(韓国発明振興会長賞)と賞金を授与し、予選チームを含めすべての受賞者(チーム)

には「クムさん（ハングル名：꿈（クム＝夢）씨（さん））ファミリー※グッズ」を提供する。受賞者のアイデアは大田市の観光プログラムの開発などに活用する考えだ。

※大田市のキャラクターである「꿈돌이（クムドリ）」と「꿈순이（クムスニ）」夫婦と4人の子ども

特許庁の産業財産政策局長は「今回のアイデア募集により、大田地域を活性化できる創造力豊かな観光プランがたくさん立てられることを期待する」とし、「知財を活用して地域の競争力を高める環境づくりに向けて大田市と協力を拡大していく」と述べた。

アイデア募集の詳細については、特許庁のアイデア取引プラットフォーム「アイデア路（www.idearo.kr）」、または、韓国発明振興会（電話：02-3459-2889、2728）にて確認できる。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム